

対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(一般・法人用) (年度分)

令和 年 月 日

【消費税の扱い】

青色申告決算書における消費税の扱いについて、以下の該当する□に✓を記入してください。

内税方式 外税方式

申請者 住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

加入者管理コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(単位:円)

損益計算書の売上高 □合計 □製品売上高 (該当する□に✓を記入してください)		農産物又は畜産物の区分 (収入保険申告用)			販売金額 ①	左記から 除外するもの ②	雑収入のうち 販売金額に含めるもの ③		収入金額として 申告する 販売金額 =①-②+③
区分(勘定科目)	売上高	種類	品目	用途			数量払	その他	
合計									

【担当者記入欄】

<記入上の注意>

1. 「損益計算書の売上高」欄は、青色申告書に添付する損益計算書の「売上高」欄の金額を記入します。損益計算書において、「売上高」の内訳として「製品売上高」を区分している場合は、製品売上高の口に✓を記入し、「製品売上高」欄の金額を記入します。「製品売上高」を区分していない場合は、合計の口に✓を記入し、「売上高」(合計)欄の金額を記入します。
2. 「農産物又は畜産物の区分(収入保険申告用)」欄は、「過去の農業収入金額申告書」(様式2号)に記入する「農産物又は畜産物」欄と同じ内容を記入します。収入保険の対象品目から除外される畜産物(肥育牛、肉用子牛、豚肉、鶏卵)についても記入し、「用途」欄に「対象外」と記入します。
3. 「販売金額」欄は帳簿や販売(売上)伝票などに基づいて記入します。
4. 「左記から除外するもの」欄は、「販売金額」欄の金額に次の金額が含まれている場合に当該金額を記入します。
 - ①対象品目から除外される畜産物の販売金額
 - ②他者から仕入れた農産物又は畜産物の販売金額
 - ③簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額
 - ④補助金
 - ⑤作業受託料収入
 - ⑥収入保険の保険金及び特約補填金、農業共済の共済金等なお、他者から仕入れた農産物又は畜産物を自ら生産した農産物又は畜産物と一体として販売しているなど、仕分けが困難な場合は、仕入れた農産物又は畜産物の数量と自ら生産した農産物又は畜産物の数量の比を用いて案分するなどにより、自ら生産した農産物又は畜産物の販売金額を計算して記入します。

また、保険期間の消費税の方式が外税方式であって、過去の青色申告書における消費税が内税方式のものは、販売金額の消費税相当額を「左記から除外するもの」欄に記入します。
(販売金額を内税から外税へ変更)
内税方式の年の販売金額の額(内税方式)×100÷108※1円未満切り捨て
上記の式で算出した金額を内税方式の年の販売金額の額から差し引いて得た額を消費税相当額として、「左記から除外するもの」欄に記入します。
5. 「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「数量払」欄は、損益計算書の「営業外収益」又は「特別利益」欄に計上されているもののうち畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金及び加工原料乳生産者補給金の金額を記入します(畑作物の直接支払交付金の金額は、数量払の交付金計算書の計算額欄の金額を記入します。)

6. 「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄は、損益計算書の「営業外収益」又は「特別利益」欄に計上されているもののうち、例えば、JA等に農産物等を販売委託した場合に販売金額の一部として支払われる精算金、JTの葉たばこ災害援助金、家畜伝染病予防法・植物防疫法の手当金などの金額を記入します。

なお、「農産物又は畜産物の区分」の各区分に係る販売金額について、ア又はイに該当するものは、「農産物又は畜産物の区分」の各区分に係る「販売金額①」から控除されているアの消費税相当額又はイから控除されている手数料等相当額を、「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄に記入します。

ア. 保険期間の消費税の方式が内税方式の場合で、過去の青色申告書における消費税が外税方式のもの

イ. 保険期間にJA等への委託販売に係る手数料等を控除しない金額を販売金額として税申告している場合で、過去の青色申告において、JA等への委託販売に係る手数料等を控除した金額を販売金額として税申告をしているもの

【アの消費税相当額の算出】

(外税方式の販売金額×1.08)－外税方式の販売金額 ※1円未満切り捨て

【イの手数料等相当額の算出】

a. 手数料等の額を確認できる場合

その金額を、「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄に記入します。

b. aの手数料等の額を確認できない年がある場合は、次の手順で算出します。

① 手数料等の額を確認できる年のうち、直近年の手数料等と販売金額を用いて「手数料等の割合」を算出。

(直近年の手数料等の額÷同直近年の控除後の販売金額) ※端数処理は行いません。

② 手数料等を確認できない年の控除前の販売金額を算出。

(手数料等を確認できない年の控除後の販売金額÷(1－①の手数料等の割合)) ※端数処理は行いません。

③ 手数料等相当額を算出

(②の控除前の販売金額－控除後の販売金額) ※1円未満は切り捨て

7. 個人で「青色申告決算書(一般用)」で申告している場合は、「売上高」を「月別の「売上(収入)金額」の合計」と、「損益計算書の「営業外収益」又は「特別利益」」を「青色申告決算書の「雑収入」と読み替えて記入してください。

8. 5及び6について損益計算書では確認できない場合は、交付金の交付決定通知書等に基づいて記入します。